

県南広域振興局長告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年3月22日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 北上市村崎野12地割178番1の一部、178番3の一部、178番4、178番5、178番6、178番7、178番8の一部、178番10の一部、178番11、178番12の一部、179番3の一部、179番4の一部、180番3の一部、188番6、188番7、188番9の一部、188番10の一部、220番3の一部、223番1の一部、223番3の一部、223番4、224番3の一部、225番3の一部、225番4の一部、228番3の一部、238番4の一部、466番3の一部、523番1の一部、523番2、524番1の一部、524番2及び524番3並びに18地割3番16、4番1、12番3、20番1、20番2、20番7、21番、22番、30番3、30番4、31番1、31番2、31番6、31番10、188番3及び345番6並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市